

【指名打者制に関する参考資料】

指名打者の取り扱い

1. 指名打者の基本的事項

- ① 投手に代わって指名打者を指名することができる。チームの任意で指名するかしないかを定めることができる。
- ② 試合開始前に指名打者を指名しなかった場合は、その試合で指名打者を使うことはできない（指名打者の打順は変更できない）。
- ③ 指名打者は相手チームの先発投手に対して、少なくとも一度は打撃を完了しなければ交代できない。ただし、その先発投手が交代したときは、その必要はない。
- ④ 指名打者に代わって代打者を使ってもよい。その代打者は、以後指名打者となる。
- ⑤ 指名打者に代わって代走者を使ってもよい。その代走者は、以後指名打者となる。指名打者が代走者になることはできない。

2. 指名打者が消滅する基準

- ① 指名打者が守備位置についた場合。
- ② 投手が他の守備位置についた場合。
- ③ 代打者または代走者が投手となった場合。
- ④ 投手が指名打者に代わって打撃をするか、走者になった場合。
- ⑤ 他のプレーヤーが投手になった場合。

3. 指名打者ルールが消滅した選手の交代例

- ① 指名打者が守備についた場合（複数の野手が同時に交代）
投手は代わった野手の打順に入る。複数の野手が代わった場合、投手はどちらかの打順を選択することができる。
- ② 投手が守備についた場合（複数の多種が同時に交代）
投手は指名打者の打順に入るか代わった野手の打順に入るか選択できる。
- ③ 指名打者が一度も打席に立たない場合（相手の先発投手は交代していない）
投手が守備位置についたり、他の野手が投手になったりして指名打者ルールが消滅した場合、規則 5.11(2)は適用されなくなり、その指名打者は交代することができる。

以上の内容は、2022 年までの内容です。

2023 年の競技者必携から新たに追加される内容もございます。追加内容については、改めてご案内させていただきます。

随時、ルールのアップデートもよろしくお願い致します。

以上